

# 足利市中小企業者等 燃油価格高騰対策支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の渦中において、原油等の価格高騰の影響を受ける市内中小企業者等に対し、事業用として購入した燃料費の一部を支援します。  
支援対象者については、裏面をご確認ください。

## 申請期間

令和4年8月5日（金）～ 令和5年1月31日（火） ※当日消印有効

## 支援対象経費

(1) の期間に市内事業所において事業用として使用するために購入した  
(2) の燃料費の合計が消費税抜 10万円以上の場合、支援対象となります。

(1) 支援対象となる期間：

令和4年1月から12月の間の**最大4カ月分**（例）1,3,6,8月分

(2) 支援対象となる燃料：

**ガソリン、軽油、灯油、重油、  
液化石油ガス**(プロパンガス、ブタンガス)、**液化天然ガス**(都市ガス)

## 支援金額

上記支援対象経費の**2分の1の額**（上限20万円・千円未満切捨て）

## 提出書類

以下、①から⑥のすべての書類 ※用紙はすべてA4サイズで提出してください。

①足利市中小企業者等燃油価格高騰対策支援金申請書類チェックリスト

②足利市中小企業者等燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式1）

③燃料費申告書（様式2）

④領収書等の写し一式

⑤申請者名義の通帳の写し

※申請者名義（法人の場合は法人名義）のもの

※通帳の表紙裏面のコピー

⑥本人確認書類の写し

法人：法人謄本（履歴事項全部証明書※発行から1年以内のもの）

個人事業主：運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、国民健康保険証等

※市外に居住する個人事業主の方は、「市税の完納証明書等の申請者が居住する自治体が発行する市税に滞納がないことを証明するもの」を①から⑥に加えて提出してください。

 足利市中小企業者等燃油価格高騰対策支援金業務受託法人  
公益財団法人 栃木県南地域地場産業振興センター

〒326-0822 足利市田中町32-11

☎0284-71-1141（受付時間 9:00～17:00／土日祝を除く）

## 支援対象者

- 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であること。  
(日本標準産業分類における中分類01農業に該当するものは除く。)
- 市内に事業所(本店・支店問わず)を有し、申請時点において事業を行い、今後も事業を継続する意思があること。
- 令和2年1月31日までに納期限が到来した市税等に滞納がないこと。
- 支援対象経費について、他の公的制度で補助・助成を受けていないこと。

※足利市の実施する下記の補助制度と重複して申請することはできません。

- ・認定農業者等燃油価格高騰対策支援金(農政課)
- ・福祉施設燃油価格高騰対策支援金(障がい福祉課、元気高齢課)
- ・生活路線バス燃油価格高騰対策支援金(市民生活課)
- ・児童福祉施設等物価高騰対策支援金(こども家庭政策課、保育課)
- ・学校給食物価高騰対策支援金(学校給食課)

◆上記にかかわらず、下記に該当する場合は支援対象となりません。

- 足利市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団又は役員等が同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

## 申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請書類は**郵送**でご提出ください。

【送付先】〒326-0822

足利市田中町32-11

地場産センター宛て

※封筒に「支援金申請書在中」とご記入ください。

## ホームページのご案内

本支援金につきましては、**地場産センター**ホームページ内で詳しくご案内しています。申請書類もホームページからダウンロードしていただけます。

URL：<http://www.watv.ne.jp/jibasan1/oshirase.html>

